

技術検定制度の見直しについて

【現在の技術検定制度】 青字:最近の主な改正内容

解消すべき課題

⑤2級取得の有無や学歴等と、受験要件のバランスは適切か

④2回連続で実地試験に不合格となった場合、学科試験から受け直す者が大幅に減少

実地不合格
→学科免除(2回)

1級検定

2級検定

卒業

実務経験
(基準日の見直し等)

学科・実地

監理技術者

⑥不正行為を働いた場合でも、資格取得者への処分規定がない

1級〇〇技士
(監理技術者)

2級取得者は
受験要件(実務経験)
を短縮

②受験者数が減少傾向にあり、合格者年齢も上昇

実務経験
(基準日の見直し等)

学科

実地

主任技術者

2級〇〇技士
(主任技術者)

キャリアイメージ

・早期受験
(17歳以上・実務経験無し)
・会場を拡大

実地不合格
→学科免除

学科のみ試験の創設
(早期受験化)

④2回連続で実地試験に不合格となった場合、学科試験から受け直す者が大幅に減少

③資格取得によるキャリアステップの階層が少ない

①将来の大量退職時代に備え、入職促進の取組が不可欠

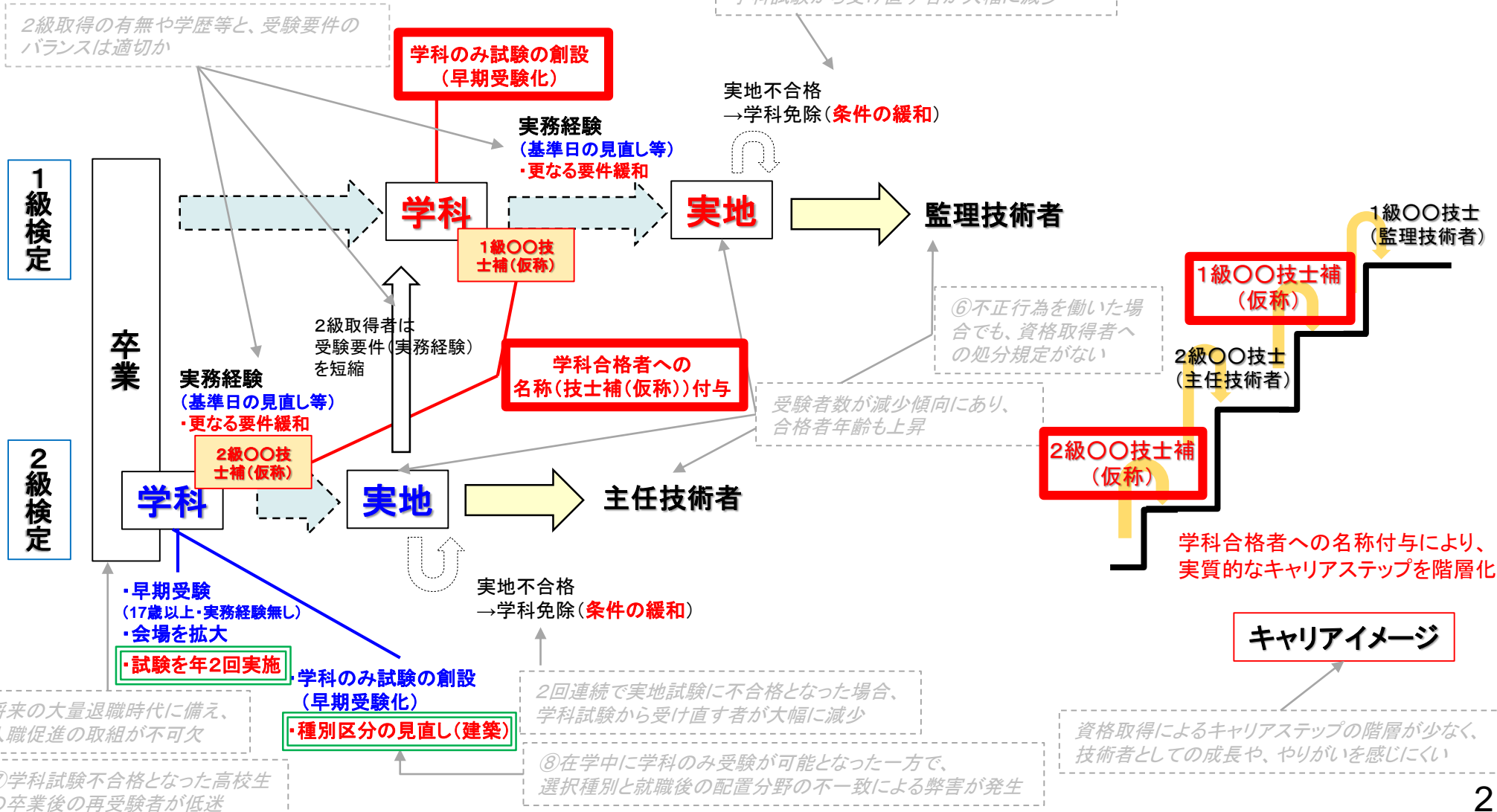
⑦学科試験不合格となった高校生の卒業後の再受験者が低迷

⑧在学中に学科のみ受験が可能となった一方で、選択種別と就職後の配置分野の不一致による弊害が発生

【更なる見直しの方向性】

青字:措置済み
 赤字:今後検討
 (うち、 は前回検討した項目)
 (うち、 は今回検討する項目)

解消すべき課題

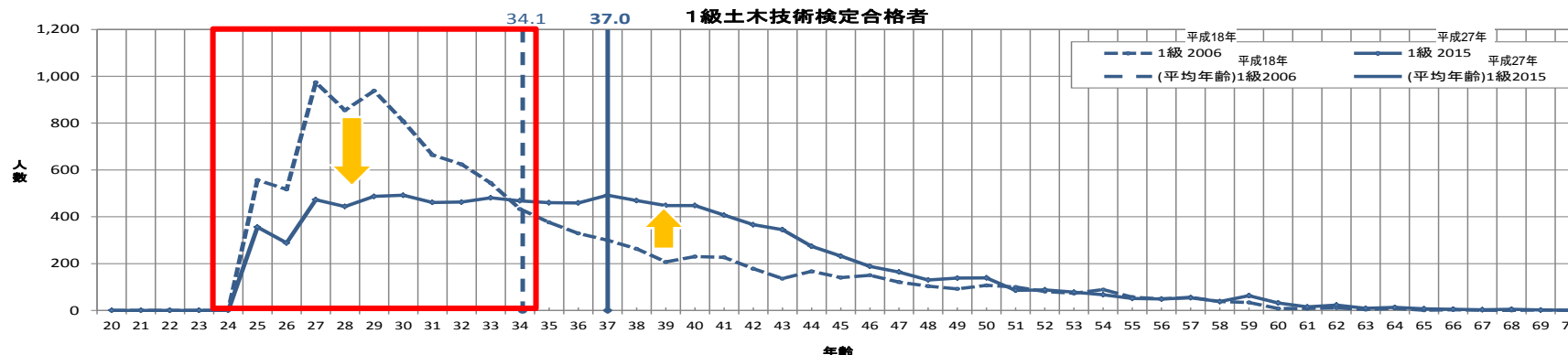


1級学科試験の早期受験化

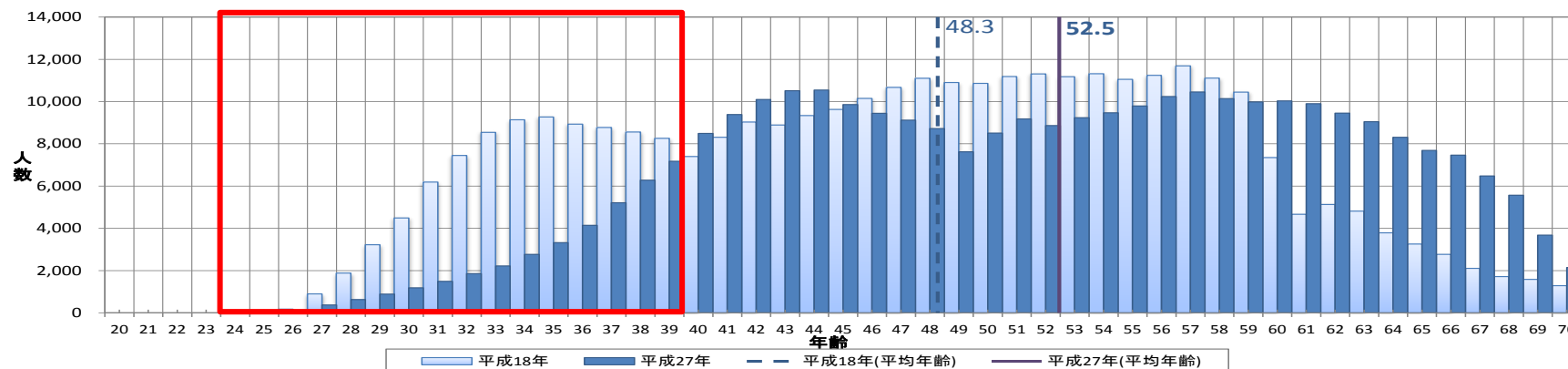
1級学科試験の合格者の現状

- 1級土木施工管理技士の技術検定合格者の年齢は10年前に比べ、平均年齢が3歳上昇（34歳→37歳）しているとともに、20代後半～30代前半の人数が約半数に減少。
- その影響により、1級土木施工管理技士の取得による監理技術者についても10年前と比較して、20代後半から30代後半の人数が大幅に減少している。

1級土木施工管理技士・技術検定合格者の年齢分布



「1級土木施工管理技士」保有による監理技術者証保有者の年齢分布



- ・ 1級技術検定の制定当時は、受検資格を短大卒以上の指定学科卒者と2級取得者に限定。
- ・ その後、技術者確保等の観点から、学歴（指定学科含む）や2級取得者の優位性を維持しつつ、緩和を図ってきている。

○1級技術検定の受検資格

（建設業法施行令第27条の5）

○昭和35年度に制定（政令）

（制定当時は受検者を
短大卒以上の指定学科卒者と
2級取得者に限定）

学歴又は資格	必要実務経験※
大学（指定学科）卒業生	実務経験3年以上
短期大学（指定学科）卒業生 高等専門学校（指定学科）卒業生 <small>※昭和45年度の改正にて追加</small>	実務経験5年以上
2級合格者	実務経験5年以上
大臣認定者	（告示にて規定）

※上記の経験には指導監督の実務経験1年以上を含む

（告示において、指定学科以外の
短大卒以上を追加）

○昭和37年度に告示を制定（主な規定は以下）

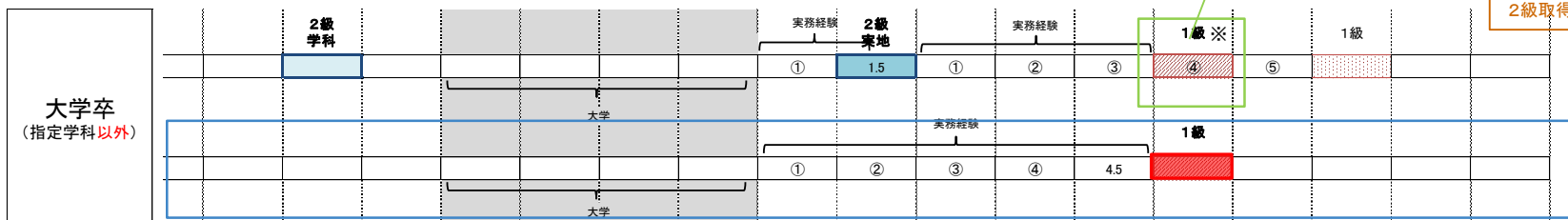
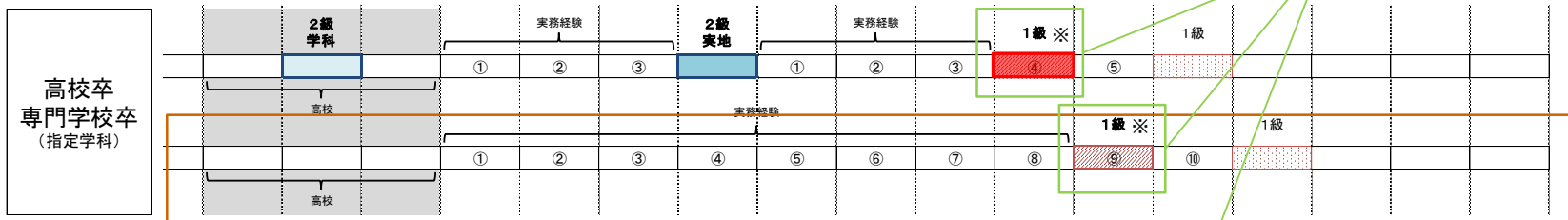
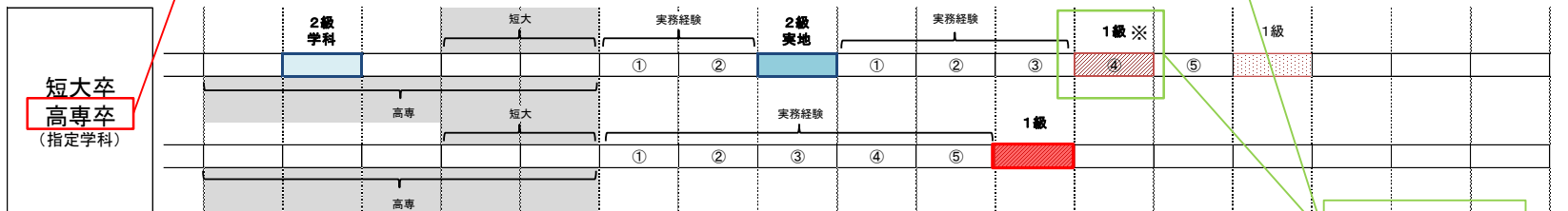
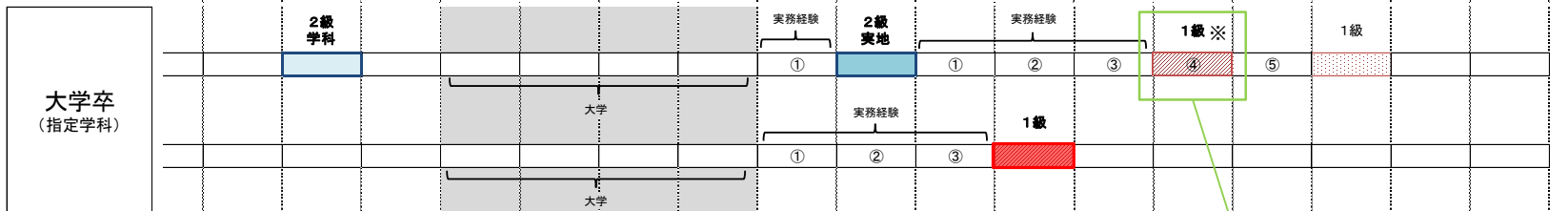
- ・ 大学（指定学科以外）卒業生 : 実務経験4年6ヶ月以上
- ・ 短期大学（指定学科以外）卒業生 : 実務経験7年6ヶ月以上

○主な改正内容（告示制定（昭和37年度）以降）

改正時期	改正内容	背景等
昭和45年度	・ 高等専門学校（指定学科）卒業生を受検資格へ追加	
平成12年度	・ <u>高校卒業生や実務経験者についても、1級を直接受検できる要件を追加</u> ・ 高校卒業生や2級合格者等のうち、「専任の主任技術者として1年の実務経験」を有する者について2年の短縮規定を追加	・ 監理技術者の確保 ・ 業界等からの要請 （高卒者等の直接受検、2級取得者の優遇）
平成25年度	・ 高校（指定学科）卒業生と2級合格者について、「専任の監理技術者の指導のもと2年の実務経験」を有する者について2年の短縮規定を追加	・ 若手技術者の受検の早期化
平成26年度	・ 実務経験年数の算定基準日を変更（実質的に受検可能時期が半年以上早期化）	・ 若手技術者の受検の早期化
平成27年度	・ 専修学校卒業生に関する受検資格要件の追加	

1級検定の受検要件(昭和35年～現在)

※濃い色が最速受験可能年齢



平成12年度改正で短縮規定を追加

平成12年度に高卒者や実務経験者についても2級取得せずに受験できるよう、要件を追加

※2級取得後に「専任の主任技術者として1年」又は「指導監督的実務経験年数1年以上、かつ、専任の監理技術者の指導のもと2年以上」等の経験者については3年に短縮可能

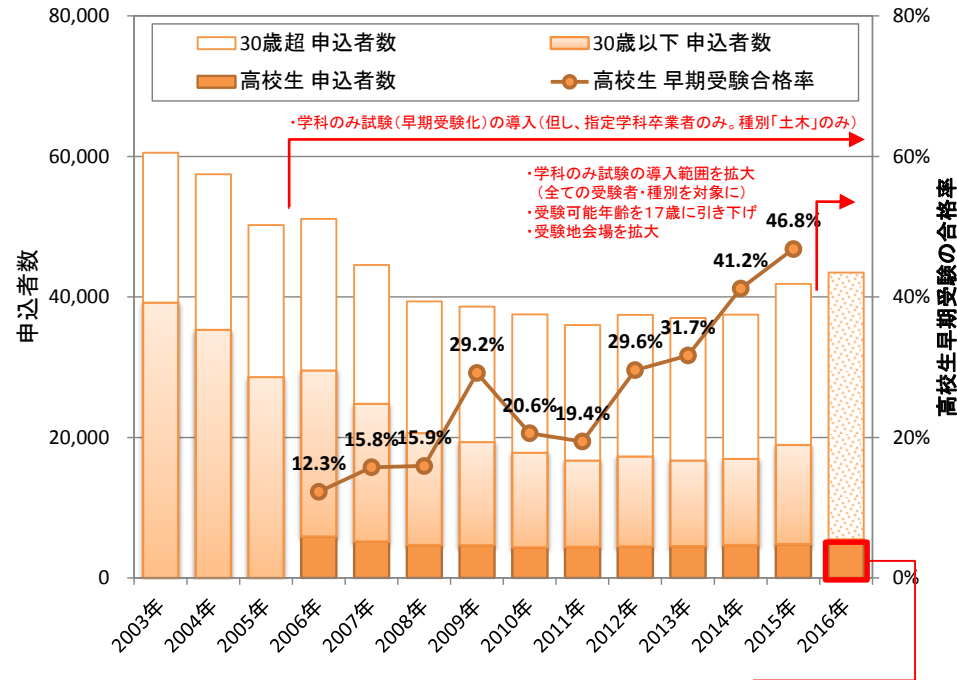
昭和37年度に指定学科以外の短大卒者以上について、2級取得せずに受験できるよう、要件を追加

若年層における2級受験の定着

- ・ H18年度の2級の「学科のみ試験（早期受験化）」導入以降、高校生の申込者数は「土木」が年間約5千人、「建築」が年間約2千人で推移。合格率も上昇傾向。
- ・ 今年度より2級学科試験における「学科のみ試験」の受験を17歳から受験可能とした結果、前年度に比べ「土木」は約7百人、「建築」は約18百人の高校生の申込者が増加。

⇒ 早期受験化によって、若年層の2級受験が定着化しつつある（来年度からの学科試験の年2回化によりさらなる増加を期待）

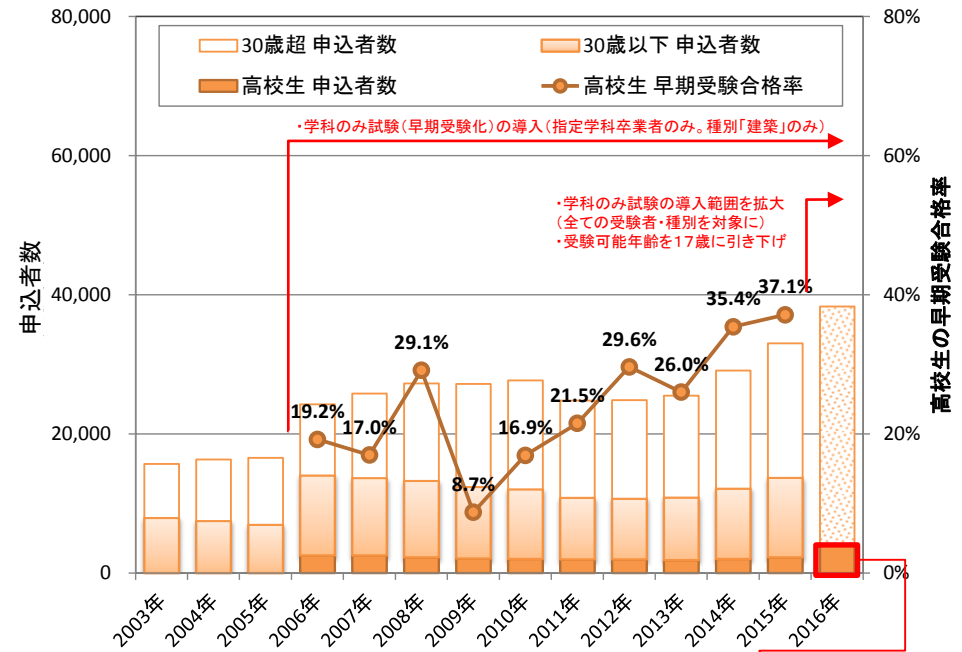
【2級学科】申込者（土木）の年齢構成の推移



＜高校生＞
前年度比
約7百人増

高校生(18歳): 5,522人
高校生(17歳): 452人

【2級学科】申込者（建築）の年齢構成の推移



＜高校生＞
前年度比
約18百人増

高校生(18歳): 3,744人
高校生(17歳): 300人

学科試験の早期受験による資格取得の早期化

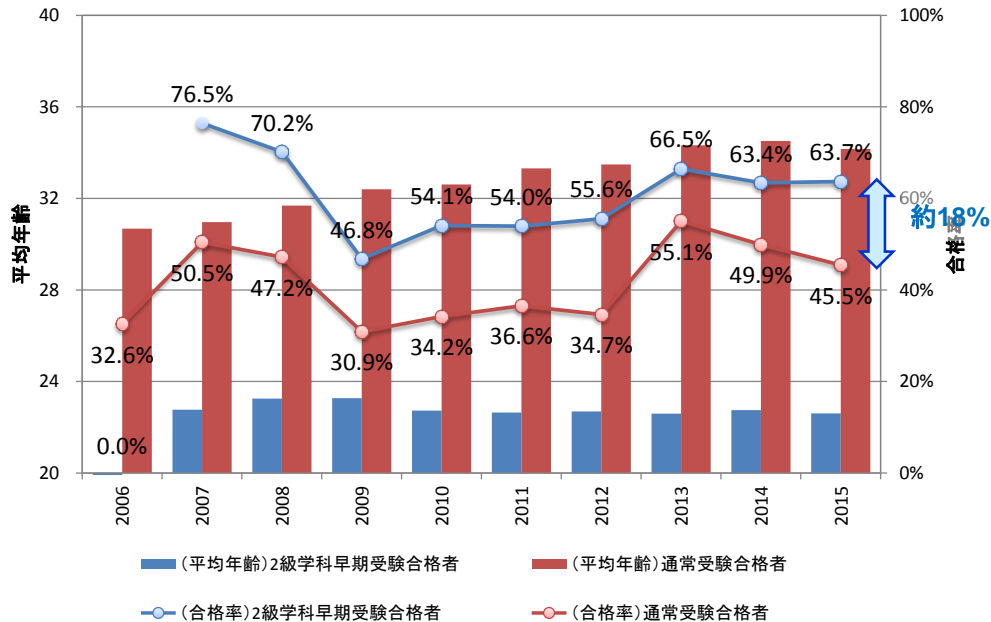
- 平成18年度から2級検定へ導入した「学科のみ試験」の合格者は、その後の2級実地試験や1級学科試験に早期受験する傾向があるとともに、その合格率も通常受験者に比べ高い傾向がみられる。

⇒ 1級についても学科試験の早期受験化により、その後の実地試験の早期受験・合格につながる事が期待できる

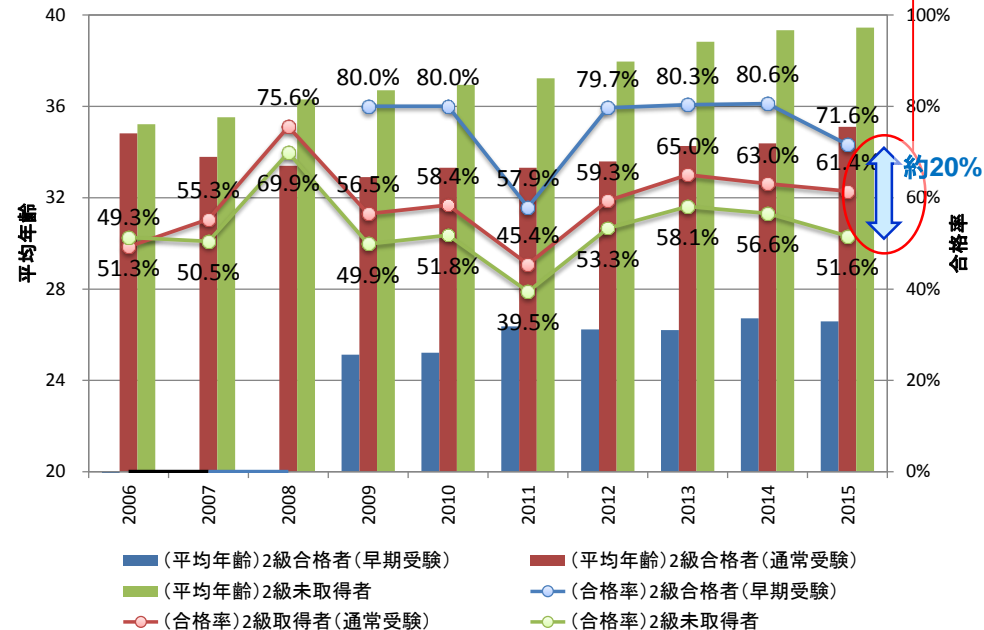
2級学科早期試験合格者は、通常受験(2級学科+実地)者よりも合格率が10%程度高く、2級未取得者よりも20%程度高い

【土木】

2級実地合格者における学科試験の受験方法別の平均年齢・合格率



1級学科合格者における受験方法別の平均年齢・合格率



1級学科試験の前倒しに関するアンケート結果

【アンケートの概要】

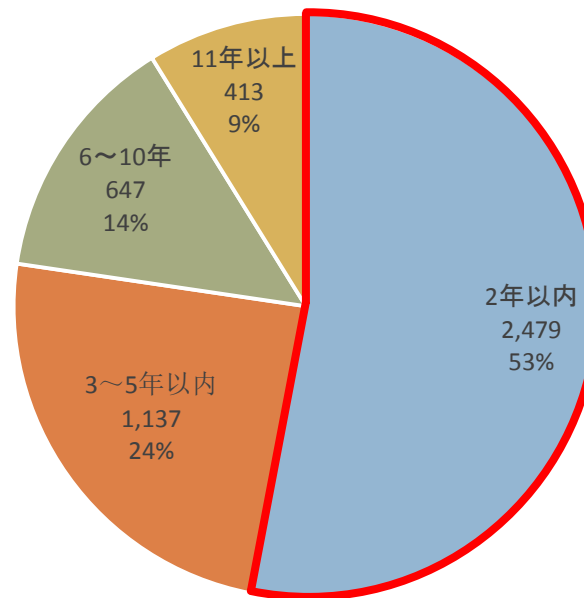
対象者：監理技術者講習※受講者

※監理技術者資格を有する技術者が5年ごとに受講する講習

期間：平成28年10月中旬～11月中旬

回答者数：5,511人(10・11月分)

【質問】1級受検に必要な要件を満たしてから受検するまでの年数はどのくらいでしたか？



- ・受験要件を満たしてから受検するまでに要した年数は、2年以内の方が約半数。3～5年の方が約4分の1。11年以上経過してから受検したという答えも1割あった。

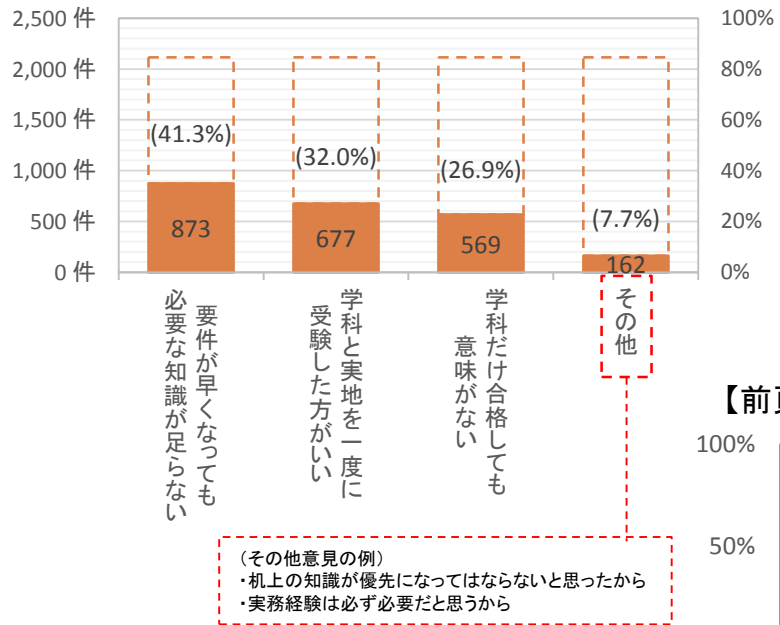
1級学科試験の前倒しに関するアンケート結果

1級の学科試験を前倒した場合の受験者の意向

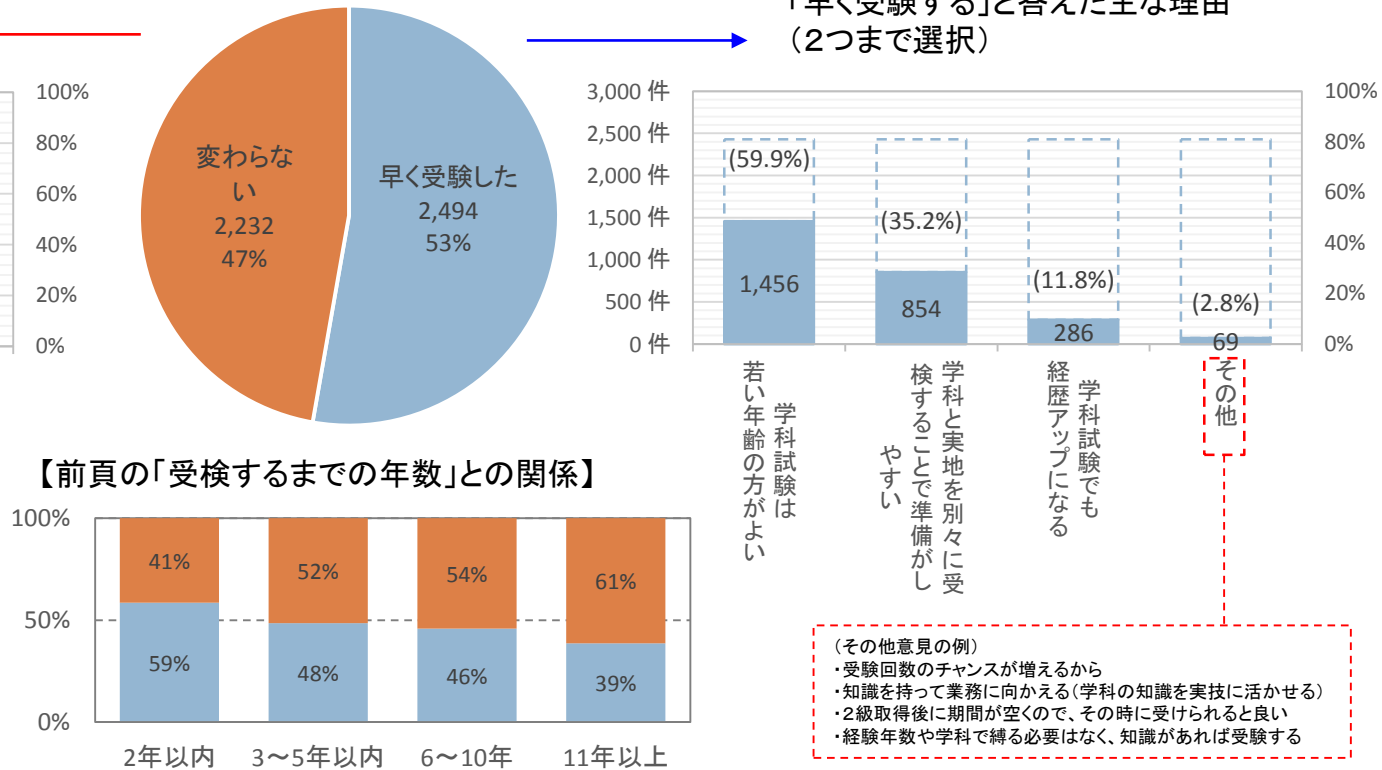
【質問】1級検定の学科試験が現在よりも若い年齢で受験できたとすれば※、もっと早く受験しましたか？

※実地試験の受験可能となる年齢は現在と変わらず、学科試験のみが早く受験できる制度となった場合を想定してください。

「変わらない」と答えた主な理由
(2つまで選択)



「早く受験する」と答えた主な理由
(2つまで選択)



- ・1級の学科試験を早期受験できるようにした場合、半数以上が「早く受験した」との回答。
- ・受験するまでの年数が短い方が、「早く受験した」との回答割合が大きい。
- ・理由としては、「学科試験は若い方がよい」や、「学科と実地が別々の方が準備しやすい」との意見が多い。
- ・「受験時期は変わらない」との回答者は、必要な知識の不足や、実地との同時受験の方が効率的との意見。

学科試験の早期受験化を求める声は一定程度ある

- 1級検定の資格者は監理技術者としての配置が認められるため、試験内容は技術的指導者としての力量を確認するものとなっており、2級検定に比べ施工管理に関する内容が多い。

1級と2級検定における学科試験の内容

	1級学科試験	2級学科試験
試験の位置づけ	技術的指導者としての力量（知識）の確認	技術者としての力量（知識）の確認
試験基準（施行規則）	施工に必要となる <u>一般的な知識</u> を有すること （参考）実地試験：高度の応用能力を有すること	施工に必要となる <u>概略の知識</u> を有すること （参考）実地試験：一応の応用能力を有すること
出題内容	施工管理に関する出題が主	学校教育において概ね学習可能な専門用語の意味等、基礎知識に関する出題が主
設問例	<p>H25 1級</p> <p>No14 場所打ち杭工法における支持層の確認に関する次の記述のうち、適当なものはどれか</p> <p>(1) アースドリル工法では、バケットにより掘削した試料の土質と深度を設計図書及び土質調査資料と対比するとともに、掘削速度、掘削抵抗の状況も参考にする。</p> <p>(2) オールケーシング工法では、デリバリホースから排出される循環水に含まれる砂を採取し、設計図書及び土質調査資料と対比するとともに、掘削速度、ビット荷重の変化などの状況も参考にする。</p> <p>(3) 深礎工法では、ハンマグラブにより掘削した土の土質と深度を設計図書及び土質調査資料と対比するとともに、掘削速度、掘削土量などの状況も参考にする。</p> <p>(4) リバース工法では、土質と深度を設計図書及び土質調査資料と対比するとともに、目視で支持層の確認を行い、必要に応じて平板載荷試験を行う。</p>	<p>H25 2級</p> <p>No 9 場所打ちコンクリート杭の特徴に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。</p> <p>(1) 掘削土により基礎地盤の確認ができる。</p> <p>(2) 施工時の騒音・振動が打込み杭に比べて大きい。</p> <p>(3) 杭材料の運搬や長さの調節が比較的容易である。</p> <p>(4) 大口径の杭を施工することにより、大きな支持力が得られる。</p>



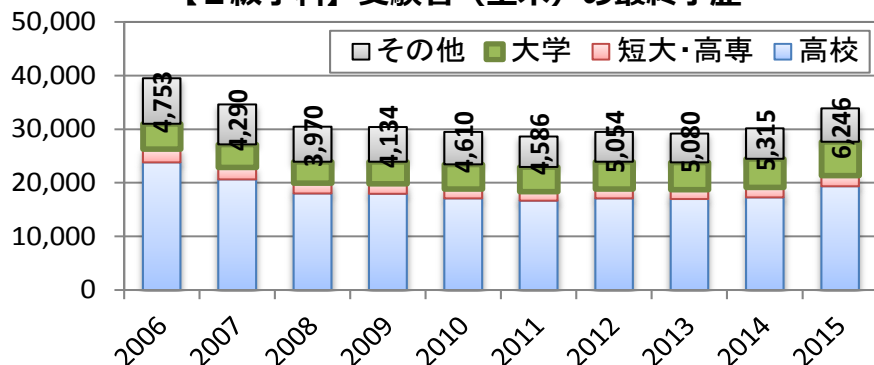
上記に加え、技士補制度(仮称)の導入や技士補の現場での活用を見据えると、1級学科試験の受験においては、一定レベルの実務経験を要件にしておくことが必要ではないか

最終学歴別の2級検定受験者数の推移

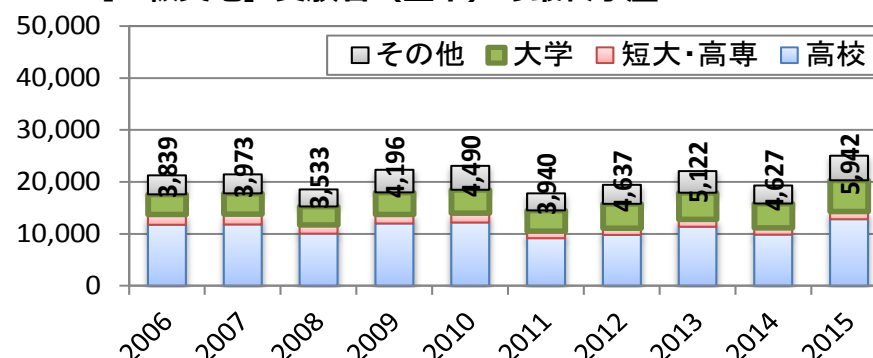
- 高卒を中心とした若年層における2級受験の定着が進んでいるとともに、近年、大学卒業者の2級受検者が増加傾向。

⇒ 大卒者においても、今後、1級受験の前に2級を受験する流れが進んでいく可能性がある

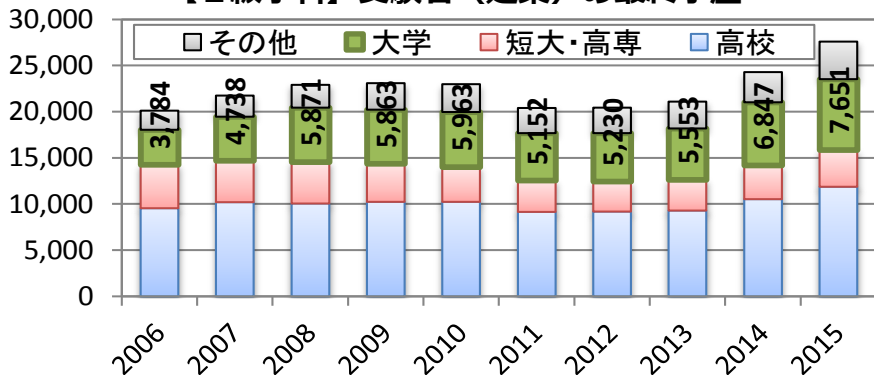
【2級学科】受験者（土木）の最終学歴



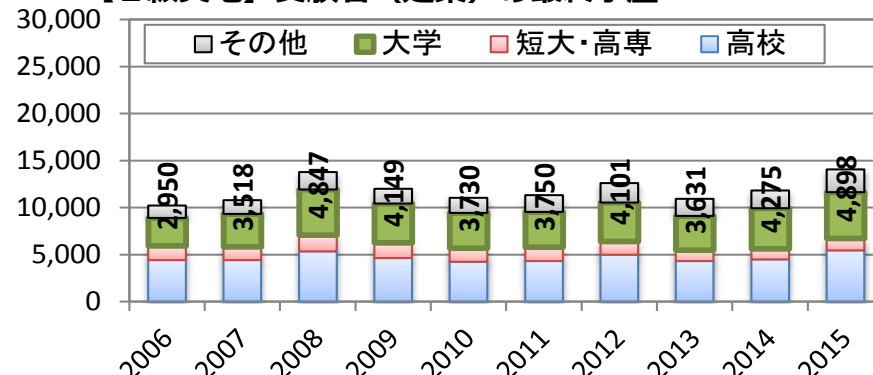
【2級実地】受験者（土木）の最終学歴



【2級学科】受験者（建築）の最終学歴



【2級実地】受験者（建築）の最終学歴



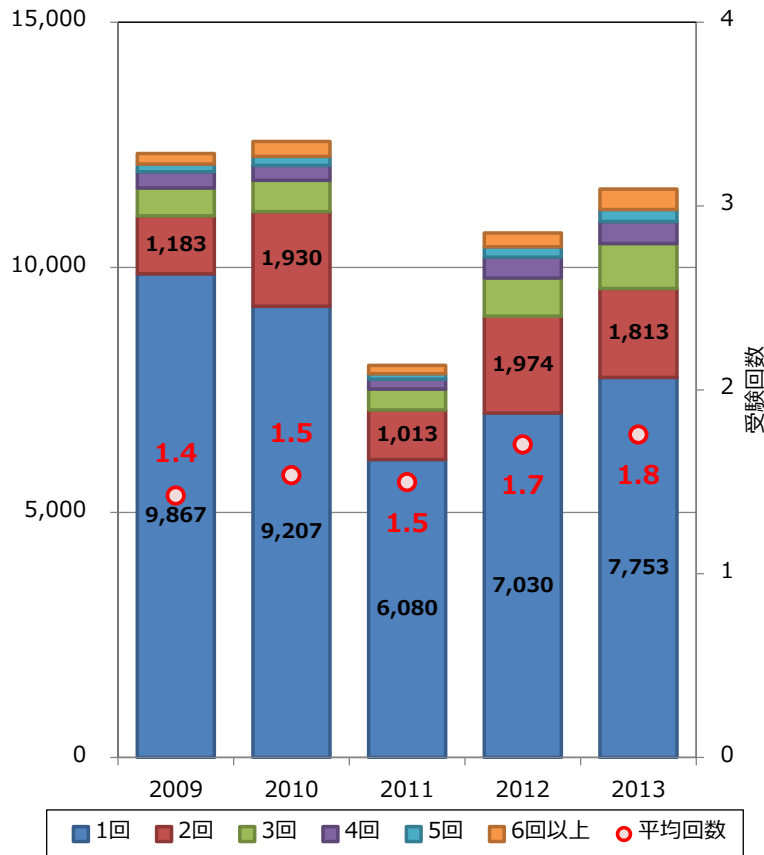
※ グラフ中数値は、大学卒業業者数

1級学科試験合格者の受験回数

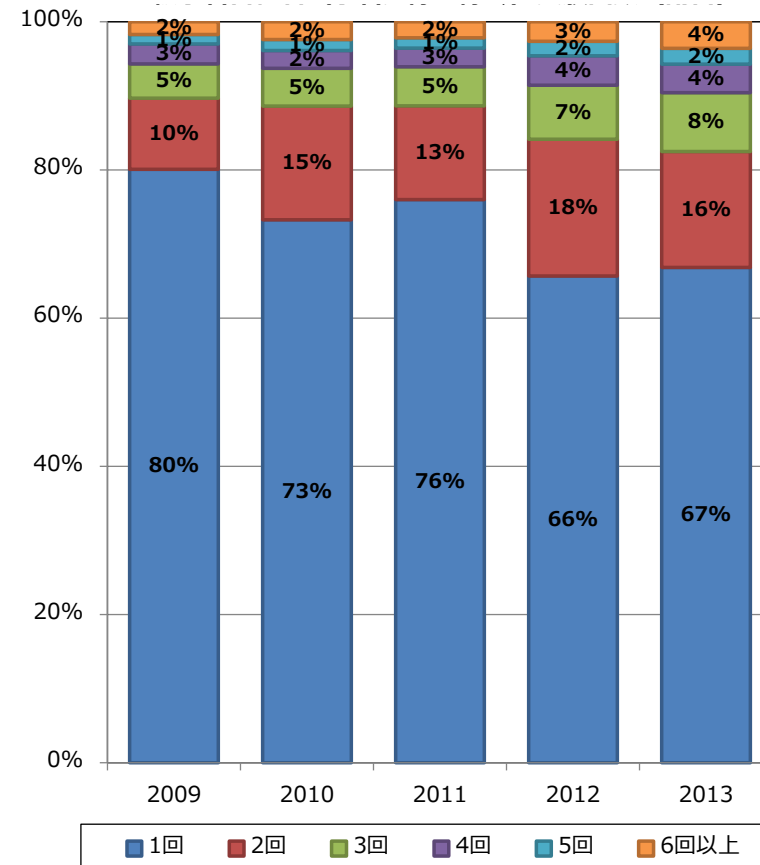
- 1級学科試験の合格者を受験回数別にみると、1回目の受験者が最も多いものの、3割程度は複数回の受験で合格している。

⇒ 学科試験の早期受験化により、実地受験までに複数回受験できるようになれば、早期の資格取得につながる可能性

1級学科合格者の受験回数(人数)【種別:土木】



1級学科合格者の受験回数(割合)【種別:土木】



受験要件の見直し案の検討

○ 1級学科試験の早期受験化（受験要件の緩和）

（これまでの議論）

- ・前倒しをしつつも、しっかりした人材が入ってくるよう、検討してほしい。
- ・ある程度の技能を持った方に対して前倒しをするということが適切ではないか。指定学科との関係にも留意すべきではないか。
- ・2級の学科試験に受かったら1級の学科試験を受けられるという考えもあるのではないか。

【論点】 ・ 受験要件の見直しにおいて、考慮すべき視点、評価のポイント
・ 具体的な見直し案の設定と上記を踏まえた評価

1級学科試験の受験要件の見直しにおいて、考慮すべき視点、評価のポイント

以下のものが考えられるのではないか

- 出題内容や技士補制度（仮称）との関係を踏まえ、一定の実務経験を要件とする
- 2級取得促進の取組みとの整合を図る
- 学歴（指定学科の有無を含む）と受験要件とのバランスを図る

具体的な見直し案の設定

以下のものが考えられるのではないか

- 案1 年齢を基準として見直す案
- 案2 現行要件から一律の年数を引き下げる案
- 案3 2級検定の合格者に対して引き下げる案

受験要件の見直し案の検討

案1 年齢を基準として見直す案

(凡例) 学: 2級学科試験
実: 2級実地試験
学: 1級学科試験
実: 1級実地試験

【設定条件】

- ・卒業後、継続して実務経験を積んだ場合の最速受験ケース
- ・年齢は年度末時点年齢
- ・1級については第一四半期、2級については第三四半期の受験を想定

案1-①：指定学科の優位性を維持しつつ前倒し

区分	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
指定学科	大学	無									学	←	←	←	←	←	←	←	
		有										学	←	←	←	←	←	←	
	短大・高専	無										学	←	←	←	←	←	←	
		有										学	←	←	←	←	←	←	
	高校	無																	
		有																	

案1-②：指定学科の優位性は考慮せず一律で前倒し

区分	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
指定学科	大学	無									学	←	←	←	←	←	←	←	
		有										学	←	←	←	←	←	←	
	短大・高専	無										学	←	←	←	←	←	←	
		有										学	←	←	←	←	←	←	
	高校	無																	
		有																	

指定学科以外	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
大学	無																	
	有																	
短大・高専	無																	
	有																	
高校	無																	
	有																	
中学	無																	
	有																	

指定学科以外	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
大学	無																	
	有																	
短大・高専	無																	
	有																	
高校	無																	
	有																	
中学	無																	
	有																	

※2級取得後に「専任の主任技術者として1年」又は「指導監督の実務経験年数1年以上、かつ、専任の監理技術者の指導のもと2年以上」等の経験者については3年に短縮可能

- 実務経験が無くとも年齢を満たせば受験が可能
- 指定学科の優位性はあるが、学歴や2級取得者の優位性は無い

- 実務経験が無くとも年齢を満たせば受験が可能
- 学歴(指定学科の有無を含む)や2級取得の優位性は無い

受験要件の見直し案の検討

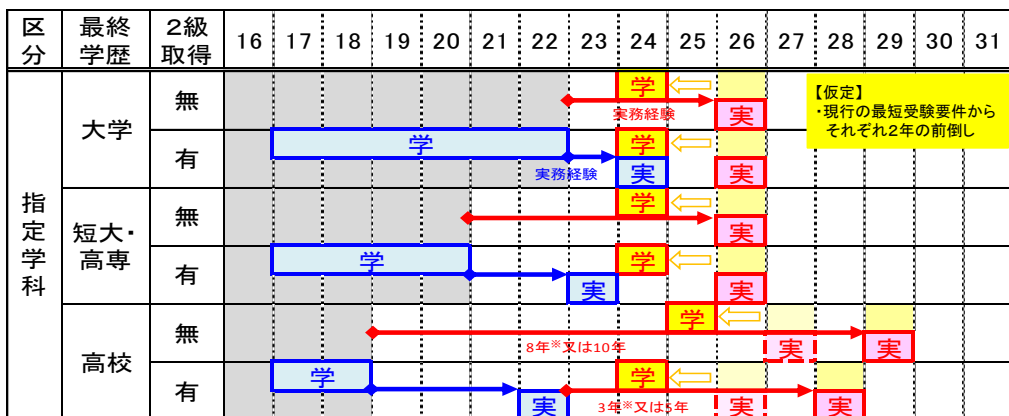
案2 現行要件から一律の年数を引き下げる案

(凡例) 学: 2級学科試験
実: 2級実地試験
学: 1級学科試験
実: 1級実地試験

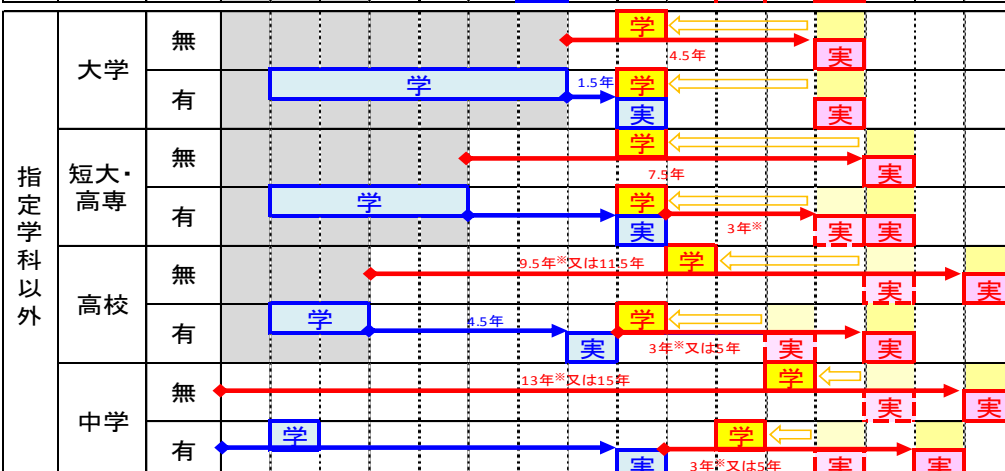
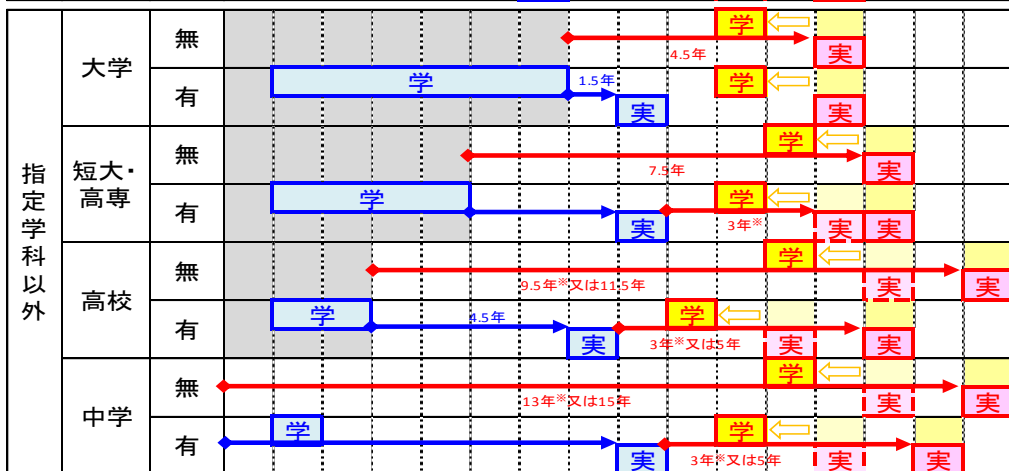
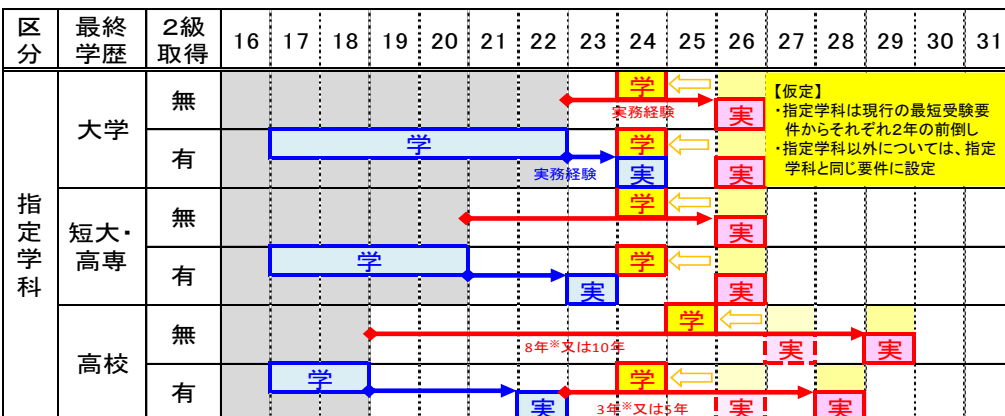
【設定条件】

- ・卒業後、継続して実務経験を積んだ場合の最速受験ケース
- ・年齢は年度末時点年齢
- ・1級については第一四半期、2級については第三四半期の受験を想定

案2-①：指定学科の優位性を維持しつつ前倒し



案2-②：指定学科の優位性は考慮せず一律で前倒し



※2級取得後に「専任の主任技術者として1年」又は「指導監督の実務経験年数1年以上、かつ、専任の監理技術者の指導のもと2年以上」等の経験者については3年に短縮可能

○習熟レベルに関わらず、一定期間の実務経験で受験が可能
 ○学歴(指定学科の有無を含む)や2級取得者の優位性については現行の差を維持

○習熟レベルに関わらず、一定期間の実務経験で受験が可能
 ○2級取得者や学歴による優位性はあるが、指定学科の優位性は無い

受験要件の見直し案の検討

案3 2級検定の合格者に対して引き下げる案

(凡例) 学 : 2級学科試験
実 : 2級実地試験
学 : 1級学科試験
実 : 1級実地試験

【設定条件】

- ・卒業後、継続して実務経験を積んだ場合の最速受験ケース
- ・年齢は年度末時点年齢
- ・1級については第一四半期、2級については第三四半期の受験を想定

案3-①：2級取得者に対し、翌年度から受験可能とする

案3-②：2級学科試験合格者に対し、翌年度から受験可能とする

区分	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
指定学科	大学	無											学							
		有		学										学						
	短大・高専	無												学						
		有		学										学						
	高校	無																学	学	
		有		学											学				学	
指定学科以外	大学	無																学	学	
		有		学											学				学	
	短大・高専	無																	学	学
		有		学											学				学	学
	高校	無																	学	学
		有		学											学				学	学
中学	無																	学	学	
	有		学											学				学	学	

区分	最終学歴	2級取得	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
指定学科	大学	無																			
		有		学	学																
	短大・高専	無																			
		有		学	学																
	高校	無																	学	学	
		有		学	学														学	学	
指定学科以外	大学	無																	学	学	
		有		学	学														学	学	
	短大・高専	無																		学	学
		有		学	学														学	学	
	高校	無																		学	学
		有		学	学														学	学	
中学	無																		学	学	
	有		学	学														学	学		

※2級取得後に「専任の主任技術者として1年」又は「指導監督の実務経験年数1年以上、かつ、専任の監理技術者の指導のもと2年以上」等の経験者については3年に短縮可能

- 実務経験に加え、一定の習熟レベル(2級取得)を有することが必要
- 対象者を限定することで2級取得を促進。学歴(指定学科の有無を含む)の優位性もある

- 実務経験が無くても2級学科を取得すれば受験が可能
- 学科合格が要件のため2級取得促進の効果は不明
- 学歴(指定学科の有無を含む)の優位性は無い

受験要件の見直し案の検討

前倒し案の比較

	一定の実務経験を前提とした要件となっているか	2級取得促進の取組みと整合が図れているか	学歴と受験要件のバランス
案1. 年齢を基準として見直す案			
1-①. 指定学科の優位性を維持しつつ前倒し	×：実務経験が無くても年齢を満たせば受験が可能	×：2級取得の優位性は無い	×：指定学科の優位性はあるが、学歴の優位性は無く、優位性に差を付ける理屈が無い
1-②. 指定学科の優位性は考慮せず一律で前倒し	×：実務経験が無くても年齢を満たせば受験が可能	×：2級取得の優位性は無い	×：学歴（指定学科の有無を含む）の優位性は無い
案2. 現行要件から一律の年数を引き下げる案			
2-①. 指定学科の優位性を維持しつつ前倒し	△：習熟レベルに関わらず、一定期間の実務経験で受験が可能	△：2級取得の優位性は部分的にあり	○：学歴（指定学科の有無を含む）の優位性あり
2-②. 指定学科の優位性は考慮せず一律で前倒し	△：習熟レベルに関わらず、一定期間の実務経験で受験が可能	△：2級取得の優位性は部分的にあり	×：学歴による優位性はあるが、指定学科の優位性は無く、優位性に差を付ける理屈が無い
案3. 2級検定の合格者に対して引き下げる案			
3-①. 2級取得者に対し、翌年度から受験可能とする	○：実務経験に加え、一定の習熟レベル（2級取得）を有することが必要	○：対象者を2級取得者に限定することで2級取得促進も期待（「1級技士補」の現場での活用とも連動）	○：学歴（指定学科の有無を含む）の優位性あり
3-②. 2級学科試験合格者に対し、翌年度から受験可能とする	×：実務経験が無くても2級学科を取得すれば受験が可能	△：学科合格が要件のため2級取得促進につながるかは不明（2級学科については受験の促進が期待）	×：学歴（指定学科の有無を含む）の優位性は無い

・学歴（指定学科の有無を含む）の優位性を確保しつつ、2級取得の促進や技士補制度との相乗効果も期待できる「案3-①」を採用してはどうか。

技士補制度(仮称)の導入

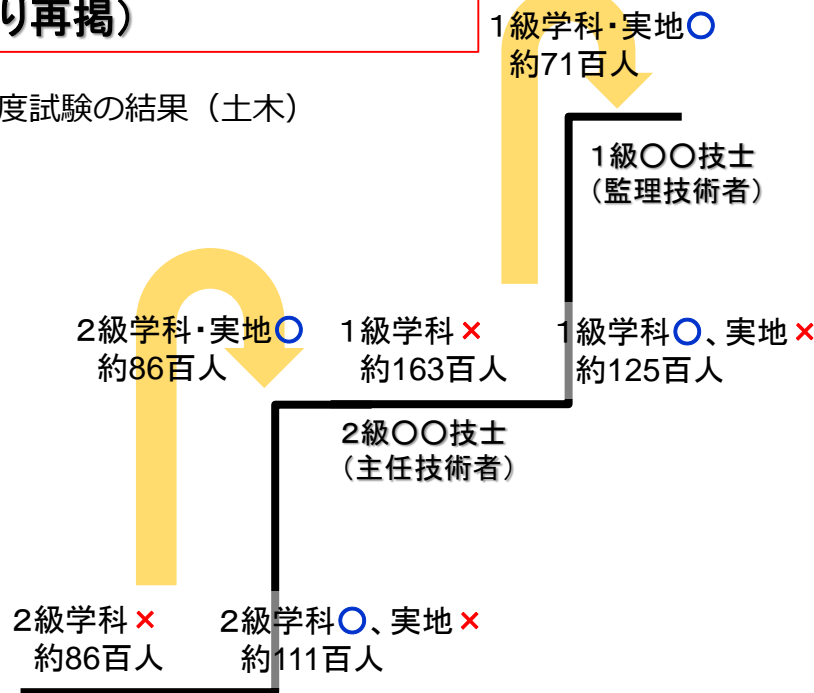
学科試験合格者に対する名称の付与

○学科合格者への名称（例えば○○技士補）の付与

➡ 名称の付与によりキャリアステップをより階層化することで、資格取得への意識醸成やモチベーションの向上につながる

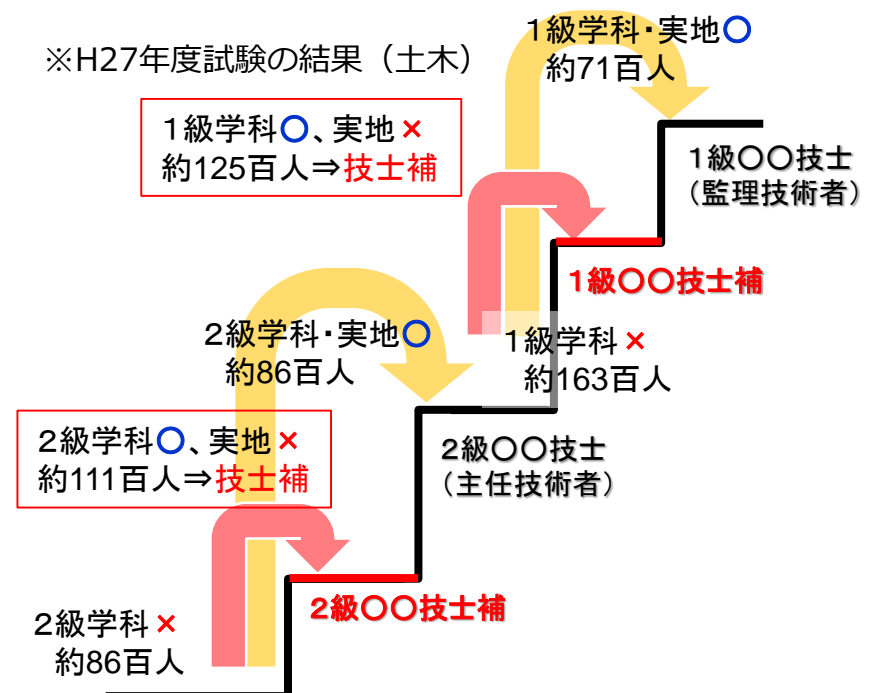
現状のステップアップのイメージ (P.9より再掲)

※H27年度試験の結果（土木）



技士補(仮称)導入後のイメージ

※H27年度試験の結果（土木）



【検討が必要な事項】

- 技士補（仮称）の現場での活用及びインセンティブの付与について
- 名称付与後の取扱（更新の有無や有効期間など）の設定
- 制度を導入する時期の設定

○技士補(仮称)の現場での活用及びインセンティブの付与について

(参考)基本問題小委員会「中間とりまとめ(H28.6.22)」

大規模工事については、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置するとともに、当該元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨、明確化する必要がある。

以下の3つのパターンにおいて、それぞれ位置づけが異なる

対象者の資質	2級技士補(仮称) (2級学科合格者)	1級技士補(仮称) (1級学科合格者)	
		1級技士補のみ	1級技士補のうち、2級検定取得者
	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術、施工管理、法令等に関する「<u>概略の知識</u>」を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術、施工管理、法令等に関する「<u>一般的な知識</u>」を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術、施工管理、法令等に関する「<u>一般的な知識</u>」を有する者 かつ 現場実務に関する「<u>一応の応用能力</u>」を有する者
	<p>現場実務の知識は少ない</p>	<p>現場実務の知識は少ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>一般的な知識</u>」と現場実務での「<u>一応の応用能力</u>」を有する

今回、具体的に活用等を検討

学科試験合格者に対する名称の付与

【論点】 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者（以降、「補助技術者」という）のインセンティブ（**実績の活用・評価**、受験要件の優遇等）をどう設定するか

○補助技術者としての配置実績の活用・評価について

技術者の立場とその活用・評価の現状

立場	役割	資格要件	配置された工事实績の評価※ (公共工事の総合評価の例)
監理技術者	工事の施工の技術上の管理をつかさどる(統括的施工管理)	1級国家資格者 等	○競争参加資格評価段階では、立場を問わず同等に評価 ○総合評価段階では立場を考慮して評価(同等の評価も可能)
主任技術者	工事の施工の技術上の管理をつかさどる	2級国家資格者 等	
担当技術者	明確な定義なし	なし	



※ 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(H25年3月)」より

補助技術者	大規模工事等での監理技術者等の補佐 (監理技術者制度マニュアルに位置づけ(H28年12月))	今後、「2級検定資格＋1級〇〇技士補」を推奨する方向で検討	【活用方法について今後検討】
-------	---	-------------------------------	----------------

(参考) その他、総合評価方式における若手技術者の評価の取組事例

- 補助的な役割の技術者配置を評価 ⇒ 品質管理、安全管理等の向上の観点から担当技術者を配置した場合に加点点評価
- 補助的な役割での従事実績を評価 ⇒ 現場代理人や担当技術者としての従事実績を、主任(監理)技術者と同等の加点点評価

○現在、若手技術者の育成等の観点から、公共工事発注時において「担当技術者」の評価が導入されつつあるが、定義が明確ではないため、その技術力や役割に応じた評価とはなっていない。

⇒ 2級検定資格を有する1級〇〇技士補の「補助技術者」への活用を推奨する観点から、こうした「担当技術者」の現状も踏まえつつ、公共工事発注時の評価等で活用することについて検討を行うこととしてはどうか(別途設置されている発注制度に関する検討の場等で検討)。

【論点】 補助技術者のインセンティブ（実績の活用・評価、受験要件の優遇等）をどう設定するか

○技士補(仮称)の活用(1級実地試験の受験要件上の優遇)について

【現行の1級受験資格における2級取得者の受検要件(短縮規定)】

2級取得後に下記のいずれかの規定を満たす場合は、1級の受験要件を2年短縮(5年→3年)できる。

短縮規定	申込時の確認項目	提出書類
①専任の主任技術者として 1年以上の実務経験	・専任の主任技術者の配置が必要な工事であること	・証明書(証明者印付き) ・工事請負契約書の写し ・施工体系図
②専任の監理技術者の指導のもと 2年以上の実務経験	・所属会社が特定建設業者であること ・専任の監理技術者の配置が必要な工事であること ・指導を行った監理技術者と同一会社に属していること	・証明書(証明者印付き)

【課題】

・規定②の「専任の監理技術者の指導のもと2年以上の実務経験」については、その職務内容が規定されておらず、その実務経験が十分な内容であるかの確認ができていない。

・『補助技術者(2級検定資格を有する1級〇〇技士補)』を配置した場合に、施工体系図等に明記することを推奨するとともに、補助技術者としての一定期間の実務経験をもって、1級検定の受験要件を短縮(上記②の短縮規定に代えることを想定)することを検討してはどうか。

学科試験合格者に対する名称の付与

【検討が必要な事項】

○ 名称付与後の取扱（更新の有無や有効期間など）の設定をどうするか

○これまでの検討会で頂いた意見

- ・ 最近の資格試験では、入り口の敷居は低くして、その代わりに研修を充実させて質を保とうというのが全体的な流れ。受けやすくするのは良いが、更新の期間とセットで考えるべきではないか。

➡ 上記を踏まえつつ、技士補（仮称）への更新制を導入する方向で具体的な検討を行う。

【今後の論点】

- ・ 更新を図るべき分野をどう設定するか
- ・ 更新制の対象者（1級、2級）や手法（講習等）をどう設定するか
- ・ 有効期間（実地試験受験時の学科試験免除期間・回数と連動）や既合格者の扱いをどうするか

【論点】更新を図るべき分野をどう設定するか

- 学科試験の出題内容は、以下の7分野に分類できる。
 - ①専門用語、法令用語、施工管理用語の意味・知識に関すること
 - ②材料学・力学に関すること
 - ③施工技術・方法に関すること
 - ④法令の概要・趣旨に関すること
 - ⑤法令解釈・運用に関すること
 - ⑥施工管理・安全管理上の法令遵守に関すること
 - ⑦施工計画、工程及び品質管理に関すること

これらについて「時代による変化の有無」「施工業者・発注者のニーズ」「実地試験での出題の有無」の観点から更新の必要性を整理。

【論点】 更新を図るべき分野をどう設定するか。

各観点での整理結果

学科試験内容の分野	時代による変化の度合	施工業者・発注者のニーズ	実地試験での出題の有無※	更新を図るべき分野(案)
①専門用語、法令用語、施工管理用語の意味・知識に関すること	小		有	
②材料学・力学に関すること	小			
③施工技術・方法に関すること	大	高	有	○
④法令の概要・趣旨に関すること	小			
⑤法令解釈・運用に関すること	大	高		○
⑥施工管理・安全管理上の法令遵守に関すること	大	高	有 (一部選択制)	○
⑦施工計画、工程及び品質管理に関すること	大	高	有	○

※実地試験での出題の有無については6つ検定から共通事項を抽出した

- ・ 上記をふまえ、更新を図るべき分野は4分野（「施工技術・方法」「法令解釈・運用」「施工管理・安全管理上の法令遵守」「施工計画、工程及び品質管理」）を中心としてはどうか。

学科試験合格者に対する名称の付与

【参考】施工業者・発注者のニーズ

監理技術者として最低限習得すべき学習内容に関するアンケート結果によると、「基本的な法制度」「安全管理」「品質管理」「施工技術・方法」の項目についてのニーズが高い。

○アンケート概要

調査期間 : 平成22年11月15日から12月3日

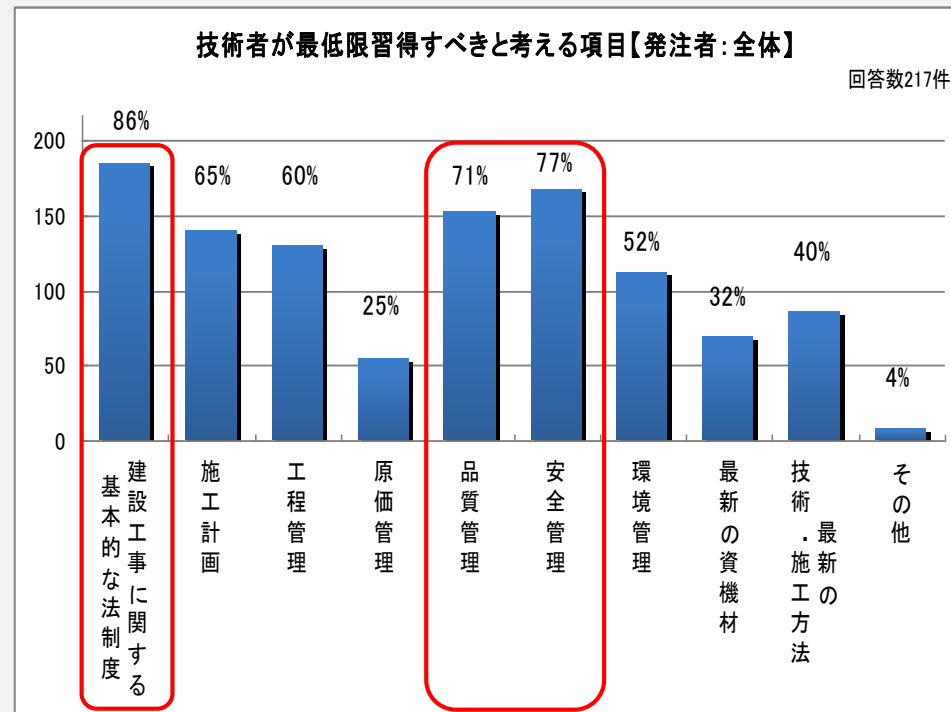
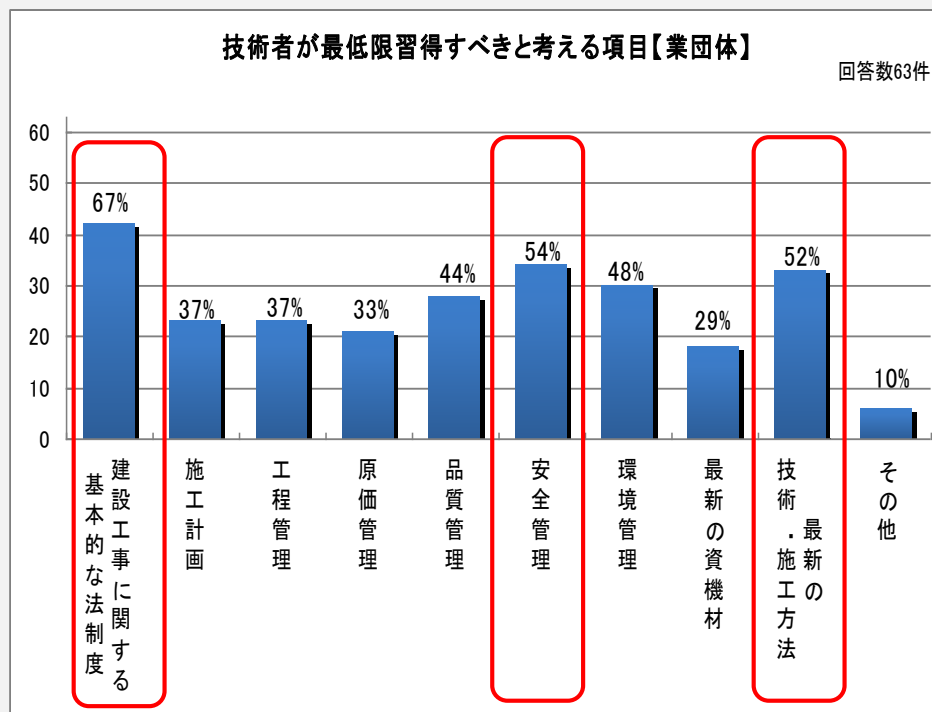
建設業団体 : 100団体

発注者 : 47都道府県、19政令指定都市、346市町村*1

*1 ランダムに2割を抽出

*2 電力、ガス、電話、鉄道、高速道路

独立行政法人等（4機関）、公益民間企業（16社*2）、ディベロッパー等（5社）



学科試験合格者に対する名称の付与

【論点】更新制の対象者（1級、2級）や手法（講習等）をどう設定するか

土木施工管理技士試験（1級・2級）を例に試験問題を分類した結果、1級に比べ、2級については更新を図るべき4分野の問題数が比較的少なく、かつ、同じ分野の試験問題であっても1級に比べ2級は概略的なものとなっている。

● 学科試験問題の分類（平成27年度土木施工管理技士試験の例）

設問分野		1級		2級	
土木工学等	用語の意味・知識	—	選択解答 (49問中22問)	16問	選択解答 (31問中15問)
	材料学・力学	4問		8問	
	施工技術・方法	45問		7問	
法規	用語の意味・知識	—	選択解答 (12問中8問)	2問	選択解答 (11問中6問)
	概要・趣旨	6問		7問	
	法令解釈・運用	6問		2問	
施工管理法	用語の意味・知識	2問	必須解答 (35問)	11問	必須解答 (19問)
	施工管理上の法令遵守（安全管理等）	15問		4問	
	施工計画・品質管理方法	18問		4問	

学科試験合格者に対する名称の付与

● 学科試験問題の例（平成27年度土木施工管理技士試験）

	1級	2級
施工計画・品質管理方法	<p>施工計画書作成にあたっての留意事項に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。</p>	<p>施工計画書の作成に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。</p>
	<p>① 施工計画の作成にあたっては、発注者から示された工期は、経済的な工程計画の下に検討された最適なものであるため、工程計画はこれをもとに作成しなければならない。</p> <p>② 施工計画は、発注者の要求する品質を確保するとともに、安全を最優先にした施工を基本とした計画とする。</p> <p>③ 施工計画の作成にあたっては、計画は1つのみでなく、代替案を比較検討して最良の計画を採用することに努める。</p> <p>④ 施工計画は、施工の管理基準となるとともに品質、工程、原価、安全の4要素を満たす管理計画でなければならない。</p>	<p>① 施工計画書の作成は、仕様書の内容と直接関係ないが、施工条件を理解することが重要である。</p> <p>② 施工計画書の作成は、進入道路、工事用電力、水道などの仮設備計画の検討が必要である。</p> <p>③ 施工計画書の作成は、使用機械の選定を含む施工順序と施工方法の検討が必要である。</p> <p>④ 施工計画書の作成は、現場条件が大きく影響するのでその状況を確認することが重要である。</p>

⇒ 「2級技士補(仮称)」については、更新を図るべき4分野の問題数が少なく、かつ、その出題内容も概略的なものであることを踏まえ、講習等による一律の更新制度ではなく、学校教育やCPD等による継続的な技術研鑽を確認する程度の要件としてはどうか。

⇒ 一方、「1級技士補(仮称)」については、更新を図るべき4分野の問題数が多いことや、現場での活用を想定していることも踏まえて、4分野を中心とした一定水準の講習受講等を要件としてはどうか。

学科試験合格者に対する名称の付与

【論点】有効期間（実地試験受験時の学科試験免除期間・回数と連動）や既合格者の扱いをどうするか

●更新制を導入している他の資格の例

区分	国家資格等			
所管機関	国土交通省			経済産業省
資格等名称	監理技術者証	建築士	浄化槽設備士	電気工事士
更新制度の内容	・監理技術者資格者 ・講習の受講により更新	・建築事務所の所属者 ・講習の受講により更新	・浄化槽設備士資格者 ・講習の受講により更新	・第一種電気工事士 ・講習の受講により更新
有効期限	5年	3年	5年	5年

区分	民間資格等			
所管機関	公益社団法人 日本コンクリート工学会	一般社団法人 日本道路建設業協会	一般社団法人 日本基礎建設協会	一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会
資格等名称	コンクリート技士 ／コンクリート主任技士	舗装施工管理技術者	基礎施工士	ポンプ施設管理技術者 (1級・2級)
更新制度の内容	・講習の受講により更新	・申請のみ (講習受講は任意)	・講習の受講により更新	・講習の受講により更新
有効期限	4年	5年	5年	5年

・現行の監理技術者資格者証の更新期間が5年であること。

・類似試験における更新は長くても5年程度であること。

⇒以上のことから、技士補(仮称)を対象とした更新期間は5年としてはどうか。

(既合格者に扱いについては、今後具体の制度設計の中で検討)

○これまでの議論を踏まえれば、技士補(仮称)制度は以下のように整理できる。

		1級		2級	
		技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)	技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)
更新制度		無し (但し、監理技術者証保有者については、5年おきに監理技術者講習義務あり)	有り(5年) (一定水準の講習受講等による更新制度)	無し	有り(5年) (学校教育やCPD等による継続的な技術研鑽を要件とした更新制度)
実地試験受験時における試験免除規定		—	5年(連続5回)	—	5年(連続5回)
インセンティブ	経営事項審査での加点評価	経審(Z点)において5点加点	今後検討	経審(Z点)において2点加点	今後検討
	1級実地試験の早期受験化	—	有り (一定の補助技術者の実績により短縮)	—	無し
	現場等での活用	監理技術者	有り (2級取得者については、「補助技術者」としての活用を推奨) ※公共工事発注時における配置実績の活用については今後検討	主任技術者	無し (なお、技術者の役割の見直しの議論の動向をみながら必要に応じ検討)

今後の検討課題(実務経験要件の緩和)

【論点】実務経験要件の緩和を図るべきか

(第8回検討会での議論)

- ・実務経験を代替するものとして、実作業の技能を習得できる職業訓練等について認めることを検討してはどうか。
- ・認めるにあたっての訓練の内容や質、中立性や公平性などの評価方法について、検討を進めることとしてはどうか。

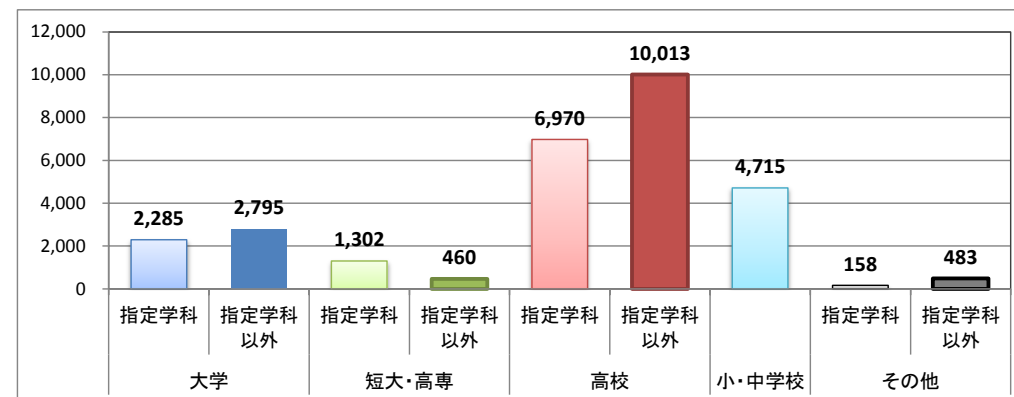
⇒ 次回以降、具体的に検討

〔受検に必要な実務経験年数〕

最終学歴等	1級技術検定 ※1		2級技術検定		
	指定学科	指定学科以外	学科試験	実地試験	
				指定学科	指定学科以外
大学	3年	4年6ヶ月	条件なし (17歳以上)	1年	1年6ヶ月
短期大学、高等専門学校	5年	7年6ヶ月		2年	3年
高等学校	8年※2	11年6ヶ月		3年	4年6ヶ月
中学校	15年			8年	
《2級技術検定合格者》	2級合格後 3年 ※2			—	

- ※1: 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない
- ※2: 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たさない場合には、+2年の実務経験が必要

〔2級学科試験(土木)受検者の最終学歴〕



〔建設業団体等の意見〕

- ・指定学科以外(普通科等)卒業の若手が技術者になるために必要な実務経験が長すぎる
- ・施工現場における実務経験は技術力向上の貴重な機会であり、これを軽視する制度であってはならない